

検査／病理診断／画像診断

# 検査と適応疾患

レセ電コード付

令和2年4月版

監修

櫻林郁之介

(自治医科大学名誉教授)

編者

(五十音順)

岩田敏

(国立がん研究センター中央病院感染症部長／慶應義塾大学医学部客員教授)

尾本きよか

(自治医科大学附属さいたま医療センター総合医学第1講座教授，臨床検査部部长)

小谷和彦

(自治医科大学地域医療学センター地域医療学部門教授，医学部臨床検査医学教授)

田中修

(自治医科大学名誉教授)

東田修二

(東京医科歯科大学臨床検査医学教授，医学部附属病院検査部長)

菱沼昭

(獨協医科大学感染制御・臨床検査医学教授，臨床検査センター長)

山田俊幸

(自治医科大学医学部臨床検査医学教授)

山田浩

(静岡県立大学薬学部医薬品情報解析学分野教授)

湯田聡

(手稲溪仁会病院循環器内科主任部長)

# 序 文

臨床の現場で使用されている検査と、その検査に適応する疾患について解説した、「検査と適応疾患」令和2年4月版を制作しました。

本書は平成22年に初版を発刊した後、現場の声を聴きながら、診療報酬請求・審査の視点から構成・編集し、学術書として臨床検査の書籍等を補うものとなっています。

本書では、検査という言葉を広い意味で使用し、一般的な臨床検査はもとより、放射線領域の画像診断検査項目や臨床各科が独自に用いている検査を含んでいるために、広く検査という言葉で表現しています。したがって、臨床領域で用いられるほとんどすべての検査がこの中に包括されています。

診療報酬点数表における検査項目に特化して、その1項目ごとの臨床的意義と、異常になる疾患（適応疾患）が細かく記載されています。また、その英名、別名、略名も記載されていますので、項目の確認や、略名で記載されていても、索引から引くことが可能です。

本書の特徴はつぎのとおりです。

- (1) 医療保険の視点で検査をまとめていること
- (2) 医療のICT化に資して、レセプト電算処理マスターの検査項目に準拠していること
- (3) 検査関連レセプト電算処理コードごとに、ひと目で適応疾患、保険請求上の留意点（本書では保険メモ）を確認できること

また、つぎの2点を参考資料として掲載しています。

- 日本臨床検査標準協議会（JCCLS）より公表された『共用基準範囲』
- 本書に掲載している適応疾患を基にした『疾患別検査一覧』（掲載ページ付）

令和2年度診療報酬改定において、検査の改正項目が一目で分かるように、巻頭に『令和2年度診療報酬改定に伴う検査の主な改正項目』を付けましたので、ご参考にしていただけますと幸いです。

日進月歩している検査に対応できるよう改訂していく予定です。ぜひとも忌憚なき現場のご意見を賜りますよう、お願いいたします。

令和2年4月

櫻林 郁之介

## 令和2年度診療報酬改定に伴う検査の主な改正項目

### 【削除項目】

旧区分番号	旧項目名	旧区分番号	旧項目名
D006	出血・凝固検査 2 トロンボテスト	D009	腫瘍マーカー 6 前立腺酸ホスファターゼ抗原(PAP)
D007	血液化学検査 9 ムコ蛋白 24 膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)	D012	感染症免疫学的検査 39 サイトメガロウイルス抗体
		D015	血漿蛋白免疫学的検査 15 アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)

### 【経過措置項目】

※令和4年3月31日までの間に限り算定できる

新区分番号	新項目名	新区分番号	新項目名
D001	尿中特殊物質定性定量検査 2 Bence Jones蛋白定性(尿)	D024	動物使用検査
D007	血液化学検査 1 アルブミン(BCP改良法・BCG法) ※BCG法のみ 22 CK-MB(免疫阻害法・蛋白量測定) ※免疫阻害法のみ	D276	網膜中心血管圧測定 1 簡単なもの 2 複雑なもの

### 【新規項目】

新区分番号	新項目名	新区分番号	新項目名
D006-14	FLT3遺伝子検査	D019	細菌薬剤感受性検査
D006-15	膀胱がん関連遺伝子検査	4	薬剤耐性菌検出
D006-16	JAK2遺伝子検査	5	抗菌薬併用効果スクリーニング
D006-17	Nudix hydrolase 15(NUDT15)遺伝子多型	D023	微生物核酸同定・定量検査
D006-18	BRCA1/2遺伝子検査 1 腫瘍細胞を検体とするもの 2 血液を検体とするもの	17	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
D006-19	がんゲノムプロファイリング検査 1 検体提出時 2 結果説明時	D023-2	その他の微生物学的検査 4 クロストリジオイデス・デフィシルのトキシンB遺伝子検出
D006-20	角膜ジストロフィー遺伝子検査	D026	検体検査判断料 2 遺伝子関連・染色体検査判断料 注7 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
D006-21	血液粘弾性検査(一連につき)	D239	筋電図検査 4 単線維筋電図(一連につき)
D007	血液化学検査 30 25-ヒドロキシビタミンD 46 オートタキシン 60 FGF23	D258-3	黄斑局所網膜電図、全視野精密網膜電図
D008	内分泌学的検査 50 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画	D261	屈折検査 注 小児矯正視力検査加算
D014	自己抗体検査 40 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定	D312-2	回腸嚢ファイバースコープ
		D412-2	経皮的腎生検法
		D415	経気管肺生検法 注3 顕微内視鏡加算
		D415-4	経気管肺生検法(仮想気管支鏡を用いた場合)
		D415-5	経気管支凍結生検法
		E200-2	血流予備量比コンピューター断層撮影

### 【名称変更項目】

新区分番号	新項目名	旧区分番号	旧項目名
D006-3	Major BCR-ABL1(mRNA定量(国際標準値))	D006-3	Major BCR-ABL1
D007	血液化学検査 1 アルブミン(BCP改良法・BCG法) 22 CK-MB(免疫阻害法・蛋白量測定)	D007	血液化学検査 1 アルブミン 23 CK-MB
D012	感染症免疫学的検査 12 クロストリジオイデス・デフィシル抗原定性	D012	感染症免疫学的検査 12 クロストリジウム・デフィシル抗原定性
D016	細胞機能検査 6 赤血球・好中球表面抗原検査	D016	細胞機能検査 6 赤血球表面抗原検査

### 【見直し項目】

新区分番号	新項目名	旧区分番号	旧項目名
D004-2	1 悪性腫瘍組織検査 イ 処理が容易なもの (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの (2)その他のもの ロ 処理が複雑なもの	D004-2	悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 イ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)  ロ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外) ハ K-ras遺伝子検査 ニ EWS-Fli1 遺伝子検査 ホ TLS-CHOP遺伝子検査 ヘ SYT-SSX遺伝子検査 ト c-kit遺伝子検査 チ マイクロサテライト不安定性検査 リ センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査 ヌ BRAF遺伝子検査 ル RAS遺伝子検査 ヲ ROS1融合遺伝子検査
D010	8 特殊分析 先天性代謝異常症検査 イ 尿中有機酸分析 ロ 血中極長鎖脂肪酸 ハ タンデムマス分析 ニ その他	D010	8 特殊分析 先天性代謝異常症検査
D215	2 超音波検査(記録に要する費用を含む。) 断層撮影法(心臓超音波検査を除く。) イ 訪問診療時に行った場合 ロ その他の場合	D215	2 超音波検査(記録に要する費用を含む。) 断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)
D236-3	1 脳磁図 1 自発活動を測定するもの 2 その他のもの	D236-3	脳磁図
D237	3 終夜睡眠ポリグラフィ 1及び2以外の場合 イ 安全精度管理下で行うもの ロ その他のもの	D237	3 終夜睡眠ポリグラフィ 1及び2以外の場合
D285	1 認知機能検査その他の心理検査 操作が容易なもの イ 簡易なもの ロ その他のもの	D285	1 認知機能検査その他の心理検査 操作が容易なもの
D310	1 小腸内視鏡検査 バルーン内視鏡によるもの	D310	1 D310 小腸内視鏡検査 2 ダブルバルーン内視鏡によるもの 2 シングルバルーン内視鏡によるもの

## 凡例

本書は、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料の検査（第3部）、画像診断（第4部）と病理診断（第13部）の各診療行為を基本に、適応疾患、検査の意義等を加えて、医科診療報酬点数表の区分番号順に編集したものである。令和2年3月5日厚生労働省告示第57号及び保医発0305第1号、令和2年3月27日保医発0327第1号、令和2年3月31日事務連絡等を掲載している。

1. 本書に掲載する診療行為（以下、項目と略す）は、レセプト電算処理システム用医科診療行為マスター（以下、診療行為マスターと略す）に準拠している。したがって、医科診療報酬点数表（以下、点数表と略す）として告示される項目名のほか、注の加算点数及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号：以下、留意通知と略す）で示されている項目から採用したものもある。また薬剤等、点数表で区分番号が示されていても診療行為マスターにない項目及び判断料・加算の一部は掲載していない。

2. 本書の各項目には、以下の事項を掲載している。

### ●区分番号・点数

各項目に対応する点数表で示される区分番号と点数を掲載した。通則で示される項目など、固有の区分番号がない項目は、診療行為マスターに記載されている区分番号を採用した。一部の加算項目で、点数ではなく比率で示されている場合は、加算する割合を示した。

### ●項目名

点数表及び留意通知等で示されている診療行為名である。

### ●欧文名

項目名に対応する欧文名を示した。適当な欧文名がない項目は空欄とした。

### ●略語

欧文名に続けて繁用されている略語をカッコ内に掲載した。

### ●レセ電

診療行為マスターの診療行為コードと診療行為名称である。

### ●検体

検体検査では、検体を示した。

### ●適応

検査・病理診断の各項目が適応となる疾患名を例示した。「炎症性疾患」等のように概念が広く、レセプト電算処理システム用傷病名マスターに該当がない疾患名には\*を付した。本書に掲載している各項目は、複数を組み合わせて診断に供する場合もあれば、まれな疾患の診断に使用されるものもある。本書に掲載している疾患以外の疾患が保険診療で認められないというものではない。

### ●共用基準範囲（JCCLS）

日本臨床検査標準協議会（JCCLS）より公表された共用基準範囲を示した。JCCLS及び共用基準範囲の詳細については、付録参照。

### ●意義

当該項目の診療上の意義を簡潔に示した。

### ●保険メモ

各項目に対して、点数表・留意通知・記載要領・疑義解釈で示されている保険診療上の留

意点を掲載した。原文では区分番号のみで示されているものには、項目名を補うなど、文意を損ねない範囲で修正をしたが、原則として点数表・留意通知をほぼ原文のまま掲載した。

点数表由来の文には◎を先頭に付した。留意通知由来の文は、(1)から始まるカッコ付数字を付した。記載要領は、文末に<記載要領>と記した。疑義解釈は、文末に<事務連絡 発出年月日（例：20200331）>と記した。留意通知由来の文が1つのみの場合は、特になにも付していない。ただし、点数表由来の文と留意通知由来の文が混在する場合は、両者を判別するため留意通知由来の文が1つだけでも(1)を付した。

### ●関連検査

検査・病理診断の各項目の参考となる関連検査名を例示した。原則、同一検査で複数の診療行為コード（定性・半定量・定量別または検体別等）があるものについては、1つの検査としてまとめた。

例：「アルブミン定性（尿）」、「アルブミン定量（尿）」 ⇒ 「アルブミン」

3. 本書で使用したマーク（項目名の上段に標記）は次の通りである。

㊦	外来迅速検体検査加算
㊧	包括算定対象の項目
判尿	尿・糞便等検査判断料対象の項目
判遺	遺伝子関連・染色体検査判断料対象の項目
判血	血液学的検査判断料対象の項目
判生Ⅰ	生化学的検査(I)判断料対象の項目
判生Ⅱ	生化学的検査(II)判断料対象の項目
判免	免疫学的検査判断料対象の項目
判微	微生物学的検査判断料対象の項目
判呼	呼吸機能検査等判断料対象の項目
判脳	脳波検査判断料対象の項目
判神	神経・筋検査判断料対象の項目
判ラ	ラジオアイソトープ検査判断料対象の項目
判眼	眼科学的検査判断料対象の項目
判組診	組織診断料対象の項目
判細診	細胞診断料対象の項目
㊦	同一月複数回実施した場合に検査料が90/100に通減される項目（検査）
㊧	新生児加算（生体検査）
㊨	新生児を除く3歳未満の乳幼児加算（生体検査）
㊩	3歳以上6歳未満の幼児加算（生体検査）

診断穿刺・検体採取では、年齢下限の設定されていない乳幼児加算、幼児加算があるため、保険メモの項を合わせて参照されたい。

4. 項目記述の前に、検査に関わる通則的な留意点をまとめた。

5. 巻末に「付録」として、①共用基準範囲について、②保険メモに記載のある主な検査法の概説、③留意通知で示されている検査法の略号、④点数表で示されている施設基準一を掲載した。

6. 索引語には、項目名、レセ電診療行為名称、略語を収録した。配列順は、①数字、②ギリシア文字、③英字、④50音の順とした。

7. 本書は診療報酬明細書（レセプト）作成を補助・支援するものであり、保険請求・審査上の妥当性を保証するものではない。

# 目次

令和2年度診療報酬改定に伴い、追加となった項目には〔新〕、経過措置項目には〔経〕と表示している。

<b>検査</b>	
I 通則	1
II 検体検査料	2
III 検体検査判断料	4
IV 生体検査料	6
V 生体検査判断料	7
VI 診断穿刺・検体採取	8

<b>病理診断</b>	
I 通則	9
II 病理標本作製料	9
III 病理診断・判断料	10

## 検体検査

§.1 尿・糞便等検査	1
D000 尿中一般物質定性半定量検査	1
D001 尿中特殊物質定性定量検査	1
1 尿蛋白	1
2 VMA定性(尿)	1
Bence Jones蛋白定性(尿)〔経〕	2
尿グルコース	2
3 ウロビリノゲン(尿)	2
先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)	2
尿浸透圧	2
4 ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)	3
5 N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿)	3
6 アルブミン定性(尿)	4
7 黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)	4
フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿)	4

8 アルブミン定量(尿)	4
9 トランスフェリン(尿)	4
10 ウロポルフィリン(尿)	5
11 δアミノレブリン酸(δ-ALA)(尿)	5
12 ポリアミン(尿)	5
13 ミオイノシトール(尿)	5
14 コプロポルフィリン(尿)	5
15 総ヨウ素(尿)	5
16 IV型コラーゲン(尿)	6
17 ポルフォビリノゲン(尿)	6
18 シュウ酸(尿)	6
19 L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)	6
好中球セラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)	7
20 尿の蛋白免疫学的検査	7
21 その他	7
D002 尿沈渣(鏡検法)	8
D002-2 尿沈渣(フローサイトメトリー法)	8
D003 糞便検査	9
1 虫卵検出(集卵法)(糞便)	9
ウロビリリン(糞便)	9
2 糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	9
3 虫体検出(糞便)	9
4 糞便中脂質	9
5 糞便中ヘモグロビン定性	9
6 虫卵培養(糞便)	10
7 糞便中ヘモグロビン	10
8 糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	10
9 カルプロテクチン(糞便)	10
D004 穿刺液・採取液検査	11
1 ヒューナー検査	11
2 胃液又は十二指腸液一般検査	11
3 髄液一般検査	11
4 精液一般検査	11
5 頸管粘液一般検査	12
6 顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液)	12
IgE定性(涙液)	12
7 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液)	12
8 マイクロバブルテスト	12
9 IgGインデックス	12

10 オリゴクローナルバンド	13
11 ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)	13
12 タウ蛋白(髄液)	13
13 リン酸化タウ蛋白(髄液)	13
14 髄液蛋白免疫学的検査	13
15 髄液塗抹染色標本検査	13
16 その他	14
D004-2 悪性腫瘍組織検査	14
1 悪性腫瘍遺伝子検査	16
2 抗悪性腫瘍剤感受性検査	20
§.2 血液学的検査	21
D005 血液形態・機能検査	21
1 赤血球沈降速度(ESR)	21
2 網赤血球数	21
3 血液浸透圧	21
好酸球(鼻汁・喀痰)	21
末梢血液像(自動機械法)	21
4 好酸球数	22
5 末梢血液一般検査	22
6 末梢血液像(鏡検法)	22
7 血中微生物検査	24
8 赤血球抵抗試験	24
9 ヘモグロビンA1c(HbA1c)	24
10 自己溶血試験	24
血液粘稠度	24
11 ヘモグロビンF(HbF)	24
12 デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性	25
13 ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)	25
14 骨髄像	25
15 造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)	26
D006 出血・凝固検査	27
1 出血時間	27
2 プロトロンビン時間(PT)	27
3 血餅収縮能	27
毛細血管抵抗試験	27
4 フィブリンゲン半定量	27
フィブリンゲン定量	28
クリオフィブリンゲン	28
5 トロンビン時間	28
6 蛇毒試験	28
トロンボエラストグラフ	28
ヘパリン抵抗試験	28

7 活性化部分トロンボラスチン時間(APTT)	28
8 血小板凝集能	29
9 血小板粘着能	29
10 アンチトロンビン活性	29
アンチトロンビン抗原	29
11 フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性	29
フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)半定量	29
フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定量	29
プラスミン	30
プラスミン活性	30
α <sub>1</sub> -アンチトリプシン	30
12 フィブリンモノマー複合体定性	30
13 プラスミノゲン活性	30
プラスミノゲン抗原	30
凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)	30
14 Dダイマー定性	31
15 プラスミンインヒビター(アンチプラスミン)	31
Dダイマー半定量	31
16 von Willebrand因子(VWF)活性	31
17 Dダイマー	31
18 α <sub>2</sub> -マクログロブリン	31
19 PIVKA-II	32
20 凝固因子インヒビター	32
21 von Willebrand因子(VWF)抗原	32
22 プラスミン・プラスミンインヒビター複合体(PIC)	32
23 プロテインS抗原	32
24 プロテインS活性	33
25 β-トロンボグロブリン(β-TG)	33
26 血小板第4因子(PF <sub>4</sub> )	33
27 トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)	33
28 プロトロンビンフラグメントF1+2	33
29 トロンボモジュリン	33
30 凝固因子(第II因子)	34
凝固因子(第V因子)	34
凝固因子(第VII因子)	34
凝固因子(第VIII因子)	34
凝固因子(第IX因子)	34

# 検 査

## I 通則

- 1 検査の費用は、検体検査料又は生体検査料の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、前記の所定点数及び診断穿刺・検体採取料の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び薬剤料の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 検査に当たって、厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を使用した場合は、前2号により算定した点数及び特定保険医療材料料の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 検体検査料又は生体検査料に掲げられていない検査であって特殊なものの費用は、検体検査料又は生体検査料に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る検査の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 7 検体検査料及び生体検査料に掲げられていない検査で簡単な検査は、基本診療料に含まれるので、別に算定することはできない。

### 【基本診療料に含まれる簡単な検査】

(1) 血圧測定	エ 寒冷血圧検査
(2) 視野眼底検査のうち簡単なもの	オ ビッケンバッハ起立試験
(3) 眼科検査のうち斜照法、徹照法、細隙燈検査（ルーベ式）、機器を使用しない眼圧測定検査	カ ヒスタミンテスト
(4) D244自覚的聴力検査の簡易聴力検査に該当しない簡単な聴力検査	キ レジチンテスト
(5) 精液pH測定	ク 末梢の静脈圧測定
(6) デビス癌反応検査	ケ ビュルゲル病及び脱疽等の場合における電氣的皮膚温度測定
(7) 鼓膜運動検査	a 単純な場合
(8) イクテロメーター黄疸反応検査	b 負荷を行った場合
(9) 簡易循環機能検査	コ ギボン－ランディテスト
ア スラッジテスト	サ 基礎代謝率簡易測定法
イ 指尖部皮膚毛細血管像検査	注 簡易循環機能検査とは、生体に対して物理的又は化学的負荷をかけ、血圧、脈拍等の理学所見の観察を行うことにより循環機能を検査することを目的とする
ウ 皮膚粘膜撮影検査	

する簡易な検査であり、負荷の種類としては起立、寒冷、運動及び薬物等がある。	(27) Frei反応
(10) 自律神経機能検査	(28) 光田反応
(11) アルコール中毒に対する飲酒試験における症状監視	(29) 松原反応
(12) 皮膚のインピーダンス検査（皮電図記録作成）	(30) 伊藤反応
(13) 6誘導未満の心電図検査	(31) トキソプラズマ症、ジストマ症及び猩紅熱の皮内テスト
(14) 尿中プロムワレリル尿素検出検査	(32) 膨疹吸収時間測定
(15) 尿脚気反応（沢田氏反応）	(33) ジアゾ反応
(16) シュミット氏昇汞試験	(34) インジカン
(17) 糞便のストール氏虫卵数計算法	(35) 血液比重測定
(18) 髄膜透過性検査	(36) 末梢血液像及び骨髄像における特殊染色のBRACHET試験
(19) 横田氏反応	(37) 赤血球抵抗試験のリビエール法
(20) ユーグロブリン全プラスミン測定法（ユーグロブリン分層SK活性化プラスミン値測定）	(38) ナイアシンテスト
(21) 緒方法等の補体結合反応による梅毒脂質抗原使用検査	(39) RPHA法によるα-フェトプロテイン（AFP）
(22) 卵白アルブミン感作血球凝集反応検査	(40) リウマチ因子スクリーニング
(23) ラクトアルブミン感作血球凝集反応検査	(41) α <sub>1</sub> -酸性糖蛋白測定
(24) Miller Kurzrok検査	(42) β-リポ蛋白
(25) Schick反応	(43) モノアミノオキシダーゼ（MAO）
(26) Dick反応	(44) ヴィダール反応
	(45) ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ（HCG β）分画定性
	(46) 凝集法及び免疫染色法による抗DNA抗体
	(47) 全血凝固溶解時間測定
	(48) 血清全プラスミン測定

## II 検体検査料

- 1 検体検査の費用は、検体検査実施料及び検体検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 時間外緊急院内検査加算（160000210）  
入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、時間外緊急院内検査加算として、検体検査実施料の所定点数に1日につき200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に外来迅速検体検査加算は別に算定できない。
- 3 特定機能病院入院患者検体検査実施料  
(1) 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、

# 検 体 検 査

## §.1 尿・糞便等検査

### 【D000 尿中一般物質定性半定量検査】

D000	26点
尿中一般物質定性半定量検査 general urinalysis, qualitative, semi-quantitative [urine] (U-検)	
レセ電：160000310/尿一般	尿

**【適応】** 腎盂腎炎、腎炎、ネフローゼ症候群、急性尿細管壊死、尿路感染症、起立性蛋白尿、腎結核、腎結石症、腎硬化症、腎腫瘍、前立腺肥大症、尿路結石症、嚢胞腎、膀胱炎、膀胱結石症、アミロイドーシス、膠原病、紫斑病、多発性骨髄腫、心不全、痛風、糖尿病、貧血、薬物中毒、急性肝炎、脱水症、閉塞性黄疸、尿崩症、腎不全、糖尿病性ケトアシドーシス、腎性糖尿、体質性黄疸、IgA腎症

**【意義】** 採取した尿に種々の反応試薬を含む試験紙を浸けて、尿中の蛋白、糖、潜血などを調べる。腎・尿路系、肝・胆道系、糖尿病など幅広い疾患に対してスクリーニングを行う。

**【保険メモ】** ◎当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

(1) 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。

(2) 尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンブル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。

(3) 尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。

- (ア) 比重
- (イ) pH
- (ウ) 蛋白定性
- (エ) グルコース
- (オ) ウロビリノゲン
- (カ) ウロビリニン定性
- (キ) ビリルビン
- (ク) ケトン体
- (ケ) 潜血反応
- (コ) 試験紙法による尿細菌検査（亜硝酸塩）

- (サ) 食塩
- (シ) 試験紙法による白血球検査（白血球エステラーゼ）
- (ス) アルブミン（BCP改良法・BCG法）

(4) 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。

**【関連検査】** 尿蛋白、グルコース、浸透圧、尿沈渣、細菌培養同定検査、蛋白分画

### 【D001 尿中特殊物質定性定量検査】

D001 1	7点
尿蛋白 protein, quantitative [urine](U-タン)	
レセ電：160000410/尿蛋白	尿

**【適応】** 糸球体腎炎、ネフローゼ症候群、急性尿細管壊死、尿路感染症、起立性蛋白尿、腎硬化症、腎腫瘍、前立腺肥大症、尿管結石症、尿道結石症、嚢胞腎、膀胱炎、膀胱結石症、アミロイドーシス、膠原病、紫斑病、多発性骨髄腫、心不全、痛風、糖尿病性腎症、薬物中毒、ループス腎炎、IgA腎症、尿細管間質性腎炎、熱性蛋白尿、薬剤性腎障害

**【意義】** 腎疾患の評価に用いる。腎疾患による蛋白尿には糸球体性蛋白尿と尿細管性蛋白尿がある。腎疾患以外にも、泌尿器系疾患、多発性骨髄腫（Bence Jones蛋白）、発熱などで蛋白が出現することもある。

**【関連検査】** 尿沈渣、Bence Jones蛋白、蛋白分画、N-アセチルグルコサミニダーゼ（NAG）、アルブミン、 $\beta_2$ -マイクログロブリン、 $\alpha_1$ -マイクログロブリン、トランスフェリン、IV型コラーゲン、免疫電気泳動法

D001 2	9点
VMA定性（尿） vanillylmandelic acid	
レセ電：160001310/VMA定性（尿）	尿

**【適応】** 褐色細胞腫、神経芽腫、シャイ・ドレーガー症候群

**【意義】** カテコールアミン（アドレナリン、ノ

### §.3 生化学的検査 (I)

#### [D007 血液化学検査]

**保険メモ** ◎患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- イ 5項目以上7項目以下 93点
- ロ 8項目又は9項目 99点
- ハ 10項目以上 109点

入院中の患者について算定した場合は、入院時初回加算として、初回に限り20点を所定点数に加算する。

- 1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン (BCP改良法・BCG法)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、 $\gamma$ -グルタミルトランスフェラーゼ ( $\gamma$ -GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、アミラーゼ、ロイシナミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)、総鉄結合能 (TIBC) (比色法)
- 2 リン脂質
- 3 HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)
- 4 LDL-コレステロール、蛋白分画
- 5 銅 (Cu)
- 6 リパーゼ
- 7 イオン化カルシウム
- 8 マンガン (Mn)

D007 1 ..... ㉙ ㉚ [判生I] 11点  
**総ビリルビン** total bilirubin (B-BIL / 総) (T-BIL)  
 レセ電: 160017010 / BIL / 総 血液

**適応** 黄疸、新生児黄疸、体質性黄疸、胆石症、胆汁うっ滞、急性肝炎、慢性肝炎、劇症肝炎、肝硬変症、原発性硬化性胆管炎、原発性胆汁性胆管炎、溶血性貧血、肝癌、肝障害、胆道閉鎖症、胆のう炎

#### 共用基準範囲 (JCCLS)

0.4~1.5mg / dL

**意義** 肝炎の診断、黄疸の鑑別などに重要な検査である。総ビリルビンは間接ビリルビンと直接ビリルビンの和で、通常は総ビリルビンおよび直接ビリルビンを測定し、間接ビリルビンは前二者から計算で求める。

**関連検査** 赤血球抵抗試験、アルカリホスファターゼ (ALP)、 $\gamma$ -グルタミルトランスフェラーゼ ( $\gamma$ -GT)、ロイシナミノペプチダーゼ (LAP)、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、 $\alpha$ -フェトプロテイン (AFP)、HBs抗原、HCV抗体、末梢血液一般検査、直接ビリルビン、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、アンモニア、胆汁酸、LDアイソザイム、グリココール酸、Coombs試験、ハプトグロビン、抱合型ビリルビン

D007 1 ..... ㉙ [判生I] 11点  
**直接ビリルビン** direct bilirubin (B-BIL / 直) (D-BIL)  
 レセ電: 160017110 / BIL / 直 血液

**適応** 黄疸、新生児黄疸、体質性黄疸、胆石症、胆汁うっ滞、急性肝炎、慢性肝炎、劇症肝炎、肝硬変症、原発性硬化性胆管炎、原発性胆汁性胆管炎、溶血性貧血、肝癌、肝障害、胆道閉鎖症、胆のう炎

**意義** 直接ビリルビンの増量は、肝臓でグルクロン酸抱合酵素により産生された後に生じることから、肝臓、胆道狭窄などを調べるのに有用である。

**関連検査** 赤血球抵抗試験、アルカリホスファターゼ (ALP)、 $\gamma$ -グルタミルトランスフェラーゼ ( $\gamma$ -GT)、ロイシナミノペプチダーゼ (LAP)、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、 $\alpha$ -フェトプロテイン (AFP)、HBs抗原、HCV抗体、末梢血液一般検査、総ビリルビン、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、アンモニア、胆汁酸、LDアイソザイム、グリココール酸、Coombs試験、ハプトグロビン、抱合型ビリルビン

D007 1 ..... ㉙ [判生I] 11点  
**抱合型ビリルビン** direct reacting bilirubin  
 レセ電: 160171850 / BIL / 抱 血液

**適応** 黄疸、新生児黄疸、体質性黄疸、胆石症、胆汁うっ滞、急性肝炎、慢性肝炎、劇症肝炎、肝硬変症、原発性硬化性胆管炎、原発性胆汁性胆管炎、溶血性貧血、肝癌、肝障害、胆道閉鎖症、胆のう炎

胆管炎、溶血性貧血、肝癌、肝障害、胆道閉鎖症、胆のう炎

**意義** ビリルビンは細網内皮系細胞で遊離したヘモグロビンから作られ、蛋白質と結合して間接ビリルビンになる。これが肝臓で抱合型ビリルビン (直接ビリルビン) となり十二指腸に排泄される。抱合型ビリルビンの異常は肝臓・胆道狭窄の検査に用いられる。

**関連検査** 赤血球抵抗試験、アルカリホスファターゼ (ALP)、 $\gamma$ -グルタミルトランスフェラーゼ ( $\gamma$ -GT)、ロイシナミノペプチダーゼ (LAP)、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、 $\alpha$ -フェトプロテイン (AFP)、HBs抗原、末梢血液一般検査、総ビリルビン、直接ビリルビン、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、アンモニア、胆汁酸、LDアイソザイム、グリココール酸、Coombs試験、ハプトグロビン、HCV抗体

D007 1 ..... ㉙ ㉚ [判生I] 11点  
**総蛋白** total protein (B-TP) (TP)  
 レセ電: 160017410 / TP 血液

**適応** 肝硬変症、劇症肝炎、ネフローゼ症候群、脱水症、多発性骨髄腫、蛋白漏出性胃腸症、吸収不良症候群、低ガンマグロブリン血症、栄養障害、感染症\*、肝障害、肝臓病、原発性マクログロブリン血症

#### 共用基準範囲 (JCCLS)

6.6~8.1g / dL

**意義** 血漿蛋白には100種類以上の蛋白成分があり、主にアルブミン、グロブリン、フィブリノゲンからなる。フィブリノゲンを除いた蛋白の総量が総蛋白で、高蛋白血症、低蛋白血症の有無を調べられる。

**保険メモ** 蛋白分画、総蛋白及びアルブミン (BCP改良法・BCG法) を併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。

**関連検査** 末梢血液一般検査、蛋白分画、尿蛋白、アルブミン、免疫電気泳動法

D007 1 ..... ㉙ ㉚ [判生I] 11点  
**アルブミン (BCP改良法・BCG法)** albumin (Alb)  
 レセ電: 160018910 / Alb (BCP改良法・BCG法) 血液

**適応** 栄養失調症、肝硬変症、ネフローゼ症候群、甲状腺機能亢進症、吸収不良症候群、慢性肝炎、低蛋白血症、無アルブミン血症、肝障害、肝臓病、栄養障害

#### 共用基準範囲 (JCCLS)

(アルブミン) 4.1~5.1g / dL、(アルブミン、グロブリン比) 1.32~2.23

**意義** アルブミンは血清総蛋白の50~70%を占める。膠質浸透圧の維持や、ビリルビン、尿酸などを運搬する役割を果たしている。糸球体性腎障害の診断に用いられる。

**保険メモ** ◎ (経過措置) BCG法については、令和4年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。

(1) 蛋白分画、総蛋白及びアルブミン (BCP改良法・BCG法) を併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。

**関連検査** 総蛋白、蛋白分画、尿蛋白、尿素窒素、クレアチニン、コリンエステラーゼ (ChE)、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、トランスサイレチン (プレアルブミン)、免疫電気泳動法

D007 1 ..... ㉙ ㉚ [判生I] 11点  
**尿素窒素** urea nitrogen (BUN) (UN)  
 レセ電: 160019010 / BUN 血液

**適応** 腎機能低下 (尿毒症、慢性腎不全)、肝不全、悪性腫瘍末期、甲状腺機能亢進症、高蛋白血症、消化管出血、脱水症、摂食障害、心不全、腎障害、慢性腎臓病

#### 共用基準範囲 (JCCLS)

8~20mg / dL

**意義** 尿素窒素は蛋白質の最終代謝産物である尿素中の窒素のことであるが、測定に使われるのは血中の尿素に含まれる窒素分である。クレアチニンとともに腎機能障害の指標として広く用いられているが、高蛋白食の摂取や熱傷、悪性腫瘍、消化管出血などで高値を示すため、これらの影響を受けないクレアチニン検査が一般的に行われている。

**関連検査** クレアチニン、尿酸、クレアチン、アンモニア、尿蛋白、浸透圧、N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG)、無機リン及びリン酸、蛋白分画、 $\beta_2$ マイクログロブリン、腎クリアランステスト、シスタチンC

D007 1 ..... ㉙ [判生I] 11点  
**尿素窒素 (尿)** urea nitrogen (BUN) (UN)  
 レセ電: 160131950 / BUN (尿) 尿

**適応** 腎機能低下 (尿毒症、慢性腎不全)、肝不全、悪性腫瘍末期、甲状腺機能亢進症、高蛋白血症、消化管出血、脱水症、摂食障害、心不全、腎障害、慢性腎臓病



**意義** 尿素窒素は蛋白質の最終代謝産物である尿素中の窒素のことであり、測定に使われるのは血中の尿素に含まれる窒素分である。クレアチニンとともに腎機能障害の指標として広く用いられているが、高蛋白食の摂取や熱傷、悪性腫瘍、消化管出血などで高値を示すため、これらの影響を受けないクレアチニン検査が一般的に行われている。

**関連検査** クレアチニン、尿酸、クレアチン、アンモニア、尿蛋白、ナトリウム及びクロール

D007 1.....㊦ ㊧ 判定I 11点  
クレアチニン creatinine (B-クレアチニン)  
レセ電：160019210/クレアチニン 血液

**適応** 腎機能低下、尿路結石症、腎炎、腎不全、うっ血性心不全、進行性筋ジストロフィー、先端巨大症、腎障害、慢性腎臓病、ショック

**共用基準範囲 (JCCLS)**

M：0.65～1.07mg/dL, F：0.46～0.79mg/dL

**意義** クレアチニンは、主に筋肉内でクレアチンから産生される最終代謝産物で、腎糸球体で濾過され、尿管管ではほとんど再吸収されずに尿中に排泄される。腎機能の低下により血中で上昇するため、腎機能の指標として用いられる。尿素窒素 (BUN) より正確度は高い。

**保険メモ** (1) クレアチニンについて、ヤッフェ法を用いて実施した場合は算定できない。(2) イヌリンとクレアチニン (腎クリアランス測定) の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

**関連検査** 尿素窒素、クレアチン、尿蛋白、浸透圧、N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG)、尿酸、無機リン及びリン酸、蛋白分画、 $\beta_2$ -マイクログロブリン、腎クリアランステスト、シスタチンC、経皮的腎生検法

D007 1.....㊦ 判定I 11点  
クレアチニン (尿) creatinine[urine] (U-クレアチニン)  
レセ電：160132150/クレアチニン (尿) 尿

**適応** 腎機能低下、尿路結石症、腎炎、腎不全、うっ血性心不全、進行性筋ジストロフィー、先端巨大症、腎障害、慢性腎臓病、ショック

**意義** クレアチニンは、主に筋肉内でクレアチンから産生される最終代謝産物で、腎糸球体で濾過され、尿管管ではほとんど再吸収されずに尿中に排泄される。腎機能の低下により血中で上昇するため、腎機能の指標として用いられる。

る。尿素窒素 (BUN) より正確度は高い。

**保険メモ** (1) クレアチニンについて、ヤッフェ法を用いて実施した場合は算定できない。(2) イヌリンとクレアチニン (腎クリアランス測定) の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

**関連検査** 尿素窒素、クレアチン、尿蛋白、ナトリウム及びクロール、経皮的腎生検法

D007 1.....㊦ ㊧ 判定I 11点  
尿酸 uric acid (UA)  
レセ電：160019310/UA 血液

**適応** 痛風、白血病、悪性腫瘍、慢性糸球体腎炎、腎機能低下、腎障害、脱水症、アルコール中毒、高尿酸血症、低尿酸血症

**共用基準範囲 (JCCLS)**

M：3.7～7.8mg/dL, F：2.6～5.5mg/dL

**意義** 尿酸はプリン体の最終代謝産物で、大部分は尿中に排泄される。プリン体含有食品である肉類の過剰摂取で上昇がみられる。高尿酸血症、痛風、腎不全などの診断に有用である。

**関連検査** 尿素窒素、クレアチニン、クレアチン、浸透圧、N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG)、蛋白分画、 $\beta_2$ -マイクログロブリン、シスタチンC

D007 1.....㊦ 判定I 11点  
尿酸 (尿) uric acid (U-UA)  
レセ電：160132250/UA (尿) 尿

**適応** 痛風、白血病、悪性腫瘍、慢性糸球体腎炎、腎機能低下、腎障害、脱水症、アルコール中毒、高尿酸血症、低尿酸血症、尿崩症、尿管管性アシドーシス

**意義** 尿酸はプリン体の最終代謝産物で、大部分は尿中に排泄される。プリン体含有食品である肉類の過剰摂取で上昇がみられる。高尿酸血症、痛風、腎不全などの診断に有用である。

**関連検査** 尿素窒素、クレアチニン、クレアチン、N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG)、尿沈渣、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、クレアチンキナーゼ (CK)、有機モノカルボン酸、抗利尿ホルモン (ADH)、 $\beta_2$ -マイクログロブリン、腎クリアランステスト、シユウ酸

D007 1.....㊦ ㊧ 判定I 11点  
アルカリホスファターゼ (ALP) alkaline phosphatase (ALP)  
レセ電：160020010/ALP 血液

**適応** 胆汁うっ滞、肝炎、肝硬変症、肝癌 (転

移性骨腫瘍、骨軟化症)、副甲状腺機能亢進症、甲状腺機能亢進症、悪性腫瘍、骨疾患、黄疸、肝障害、閉塞性黄疸

**共用基準範囲 (JCCLS)**

106～322U/L (JSCC法), 38～113U/L (IFCC法)

**意義** リン酸化合物を分解する酵素で、腸粘膜、骨、腎、脾、肝など多くの臓器や器官に含まれている。奇型性骨炎やその他の骨疾患、肝胆疾患、白血病などで増量する。高値の場合には、原因を知るためにアイソザイム分画検査を行う。

**関連検査**  $\gamma$ -グルタミルトランスフェラーゼ ( $\gamma$ -GT)、ロイシニアミノペプチダーゼ (LAP)、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、コリンエステラーゼ (ChE)、ALPアイソザイム、ASTアイソザイム、LDアイソザイム、レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)

D007 1.....㊦ ㊧ 判定I 11点  
コリンエステラーゼ (ChE) cholinesterase (ChE)  
レセ電：160020210/ChE 血液

**適応** 肝炎、慢性肝炎、肝硬変症、脂肪肝、ネフローゼ症候群、栄養失調症、肝癌、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、糖尿病、農薬中毒、サリン中毒、消耗性疾患、肝障害

**共用基準範囲 (JCCLS)**

M：240～486U/L, F：201～421U/L

**意義** 血清中のコリンエステラーゼ (ChE) はアセチルコリンを含む種々のコリンエステル類を分解する偽性ChEをいい、これに対して神経、筋肉、赤血球にあってアセチルコリンを分解するのを真性ChEと呼ぶ。本検査は血清中の偽性ChEを測定し、尿で合成され、血中に供給されるため肝実質細胞に障害があると減少する。有機リン剤やサリンによる中毒では急激な減少をみるため、重症度の指標になる。

**関連検査** プロトロンビン時間 (PT)、アルブミン、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)、肝機能テスト、アルカリホスファターゼ (ALP)、 $\gamma$ -グルタミルトランスフェラーゼ ( $\gamma$ -GT)、ロイシニアミノペプチダーゼ (LAP)、ALPアイソ

ザイム、ASTアイソザイム、LDアイソザイム、トランスサイレチン (プレアルブミン)

D007 1.....㊦ ㊧ 判定I 11点  
 $\gamma$ -グルタミルトランスフェラーゼ ( $\gamma$ -GT) gamma-glutamyl transferase ( $\gamma$  GTP) ( $\gamma$ -GT)  
レセ電：160020410/ $\gamma$ -GT 血液

**適応** 脂肪肝、アルコール性肝炎、薬物性肝障害、肝硬変症、胆汁うっ滞、閉塞性黄疸、胆管閉塞症、肝癌、肝障害

**共用基準範囲 (JCCLS)**

M：13～64U/L, F：9～32U/L

**意義** グルタチオンの生成に関与する酵素で、肝細胞に多量含まれる。血清中の $\gamma$ -GTの上昇は肝疾患、閉塞性黄疸、心筋梗塞などにみられる。主にアルコール性肝障害、胆汁うっ滞の診断に用いられる。

**関連検査** アルカリホスファターゼ (ALP)、ロイシニアミノペプチダーゼ (LAP)、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、コリンエステラーゼ (ChE)、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、ALPアイソザイム、ASTアイソザイム、 $\gamma$ -GTアイソザイム、LDアイソザイム

D007 1.....㊦ ㊧ 判定I 11点  
中性脂肪 triglyceride (TG)  
レセ電：160020910/TG 血液

**適応** 脂質異常症、高脂血症、高トリグリセライド血症、脂肪肝、動脈硬化症、肺炎、メタボリックシンドローム、吸収不良症候群

**共用基準範囲 (JCCLS)**

M：40～234mg/dL, F：30～117mg/dL

**意義** 中性脂肪 (TG) は主に食事に含まれる脂肪が分解、吸収されたものである。TGの血液中の高値が続くと動脈硬化リスクを示すことなどから心血管病の診断に有用な検査である。特に食事後に数値が上昇するので測定採血は空腹時に行う。

**関連検査** 総コレステロール、LDLコレステロール、HDLコレステロール、遊離コレステロール、蛋白分画、リン脂質、レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)、リポ蛋白 (a)、レムナント様リポ蛋白コレステロール (RLP-C)、アポリポ蛋白

# 生 体 検 査

## §.7 呼吸循環機能検査等

**保険メモ** ◎D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及びD205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、D206からD214.2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。◎使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。

(1) 2回目以降100分の90で算定する場合の「同一の検査」

D208心電図検査の「1」から「5」まで、D209負荷心電図検査の「1」及び「2」、D210ホルター型心電図検査の「1」及び「2」については、それぞれ同一の検査として扱う。また、準用が通知されている検査については、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

(2) 呼吸循環機能検査等に係る一般事項

(ア) 通則の「特に規定する場合」とは、D208心電図検査の「注」又はD209負荷心電図検査の「注1」に掲げる場合をさす。

(イ) D200スパイログラフィー等検査からD203肺機能検査までの各検査については、特に定めのない限り、次に掲げるところによる。

イ 実測値から算出される検査値については算定できない。

ロ 測定方法及び測定機器は限定しない。

ハ 負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ1回のみ所定点数を算定する。

ニ 使用したガス(CO, CO<sub>2</sub>, He等)は、購入価格を10円で除して得た点数を算定できる。

ホ 喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。

(3) 肺活量計による肺活量の測定は、算定できない。

(4) 問:「使用したガスの費用として、購入価

格を10円で除して得た点数を加算する」とあるが、これはD204基礎代謝測定にも適用されるのか。答:適用されない。〈事務連絡 20060331〉

### 【D200 スパイログラフィー等検査】

**保険メモ** 「5」の左右別肺機能検査の所定点数には、カテーテル挿入並びに他の「1」から「4」までのスパイログラフィー等検査及びD201換気力学的検査の費用を含む。

D200 ..... 100 / 100  
**喘息に対する吸入誘発試験**  
 レセ電: 160062570 / 吸入誘発 (喘息に対する)

**適応** 気管支喘息

**保険メモ** 喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。

**関連検査** 肺気量分画測定、フローボリュームカーブ

D200 1 ..... 90点  
**肺気量分画測定 (安静換気量測定, 最大換気量測定を含む) fractional lung volume (肺気分画)**  
 レセ電: 160062610 / 肺気量分画測定

**適応** 肺線維症, 肺気腫, 気管支喘息, 咽頭腫瘍, 喉頭腫瘍, びまん性汎細気管支炎, サルコイドーシス, 慢性閉塞性肺疾患 (COPD), 肺水腫, 間質性肺炎, 閉塞性細気管支炎, 胸膜炎, 重症筋無力症

**意義** 呼吸計を用いて吸気量, 呼気量の測定を行って肺の換気能力を調べるもので, 呼吸器疾患の診断, 経過観察, 治療効果判定などに用いる。分画測定には肺活量のほか, 1回換気量(安静呼吸時の1回の呼吸量), 予備吸気量(安静呼気位から最大吸気位までの気量), 予備呼気量(安静呼気位から最大呼気位までの気量), 残気量(最大呼気位でなお肺に残存している気量)などがある。

**保険メモ** (1) 肺気量分画測定には, 予備吸気量, 1回換気量及び予備呼気量の全ての実測及び実測値から算出される最大呼吸量の測定のほか, 安静換気量及び最大換気量の測定が含まれる。

(2) 肺気量分画測定及びD202肺内ガス分布の指標ガス洗い出し検査とを同時に実施した場合には, 機能的残気量測定は算定できない。

**関連検査** フローボリュームカーブ

D200 2 ..... 100点  
**フローボリュームカーブ (強制呼出曲線を含む) flow volume curve (フローボリューム)**  
 レセ電: 160062710 / フローボリューム

**適応** 気管支喘息, 咽頭腫瘍, 喉頭腫瘍, 肺気腫, 肺線維症, びまん性汎細気管支炎, 肺水腫, 間質性肺炎, 閉塞性細気管支炎, 胸膜炎, 重症筋無力症

**意義** 肺活量の測定に際し, 被検者に最大吸気位から最大呼気位まで一気に呼出させ, 気流量(ボリューム)と気流速度(フロー)の関係パターンを曲線(フローボリューム曲線)で評価するもの。なお, 上気道狭窄の鑑別には, 吸気フローボリューム曲線が有用である。曲線パターンを分析することにより, 軽度の病変なども推測できる。

**保険メモ** フローボリュームカーブは, 曲線を描写し記録した場合にのみ算定し, 強制呼出曲線の描出に係る費用を含む。また, フローボリュームカーブから計算によって求められる努力肺活量, 1秒量, 1秒率, MMF, PFR等は, 別に算定できない。

**関連検査** 肺気量分画測定

D200 3 ..... 140点  
**機能的残気量測定 functional residual capacity (残気) (FRC)**  
 レセ電: 160062810 / 機能的残気量測定

**適応** 肺線維症, 肺気腫, 気管支喘息, びまん性汎細気管支炎, 閉塞性細気管支炎, 肺水腫, 間質性肺炎, サルコイドーシス, 胸膜炎, 重症筋無力症, 慢性閉塞性肺疾患 (COPD)

**意義** 機能的残気量とは, 安静呼気位で肺に残存している気量。予備呼気量に残気量を足したものである。残気量は直接計測できないため, ガス希釈法や体プレステチモグラフなどで機能的残気量を測定し, そこから予備呼気量を引いて求める。肺の過膨張や肺胸郭の弾力性を知るうえで重要である。臨床的には, 残気量・機能的残気量の増加は, 気管支喘息, 肺気腫などが, また減少は, 肺線維症, 腹水などが疑われる。

**保険メモ** (1) 肺気量分画測定及びD202肺内ガス分布の指標ガス洗い出し検査とを同時に実施した場合には, 機能的残気量測定は算定できない。

(2) 体プレステチモグラフを用いる諸検査は, 別に定めのない限り, 機能的残気量測定により算

定する。

**関連検査** 肺気量分画測定

D200 4 ..... 100点  
**呼吸ガス分析 expiratory gas analysis**  
 レセ電: 160063010 / 呼吸ガス分析

**適応** 心室中隔欠損症, 心房中隔欠損症, 動脈管開存症, ファロー四徴症, 慢性閉塞性肺疾患 (COPD), びまん性間質性肺炎, 肺塞栓症, 肺病, 狭心症, 心筋症, 慢性心不全, 気管支喘息

**意義** ダグラスバッグに呼気を集めて酸素濃度, 二酸化炭素濃度を分析器で測定し, 酸素摂取量や炭酸ガス排出量を算定する。主に酸素摂取量の測定に有用である。

**関連検査** 血液ガス分析, 心臓カテーテル法による諸検査, 超音波検査

D200 5 ..... 1010点  
**左右別肺機能検査 bronchospirometry (左右肺機能)**  
 レセ電: 160063110 / 左右別肺機能検査

**適応** 肺結核, 肺腫瘍, 肺線維症, 慢性閉塞性肺疾患 (COPD), 慢性肺気腫, 慢性気管支炎, 肺のう胞症, 胸膜炎, 肺病など肺切除予定症例

**意義** 左右両肺の機能を個別に測定するもので, 主に肺手術を行う場合, 切除後に残存肺が十分に機能を代償しうるか, 否かを知るために行われる。

**関連検査** 血液ガス分析, 肺気量分画測定

### 【D201 換気力学的検査】

**保険メモ** D200スパイログラフィー等検査の左右別肺機能検査の所定点数には, カテーテル挿入並びにD200スパイログラフィー等検査の「1」から「4」までのスパイログラフィー等検査及びD201換気力学的検査の費用を含む。

D201 1 ..... 150点  
**呼吸抵抗測定 (広域周波オシレーション法を用いた場合) respiratory resistance measurement (呼吸抵抗) (Rrs)**  
 レセ電: 160198210 / 呼吸抵抗測定 (広域周波オシレーション法)

**適応** 特発性肺線維症, 間質性肺炎, 肺水腫, 無気肺, 胸水貯留, 塵肺症, サルコイドーシス, 胸膜炎, 重症筋無力症, 肺気腫, 慢性気管支炎, びまん性汎細気管支炎, 閉塞性細気管支炎, 気管支喘息

**意義** 気道、肺組織、胸部など全呼吸器の抵抗（呼吸のしにくさ）を測定する検査である。口腔から気道内に正弦波を送り込み、口腔内圧と気速を測定する。呼吸抵抗=口腔内圧/気速として呼吸抵抗を算出する。気管支喘息、慢性肺気腫、肺線維症などの閉塞性肺疾患で異常高値を示す。

**関連検査** フローボリュームカーブ

D201 1.....**判呼 断 乳 図** 60点  
呼吸抵抗測定（その他の場合）respiratory resistance measurement（呼吸抵抗）(Rrs)  
レセ電：160198310/呼吸抵抗測定（その他）

**適応** 特発性肺線維症、間質性肺炎、肺水腫、無気肺、胸水貯留、塵肺症、サルコイドーシス、胸膜炎、重症筋無力症、肺気腫、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、閉塞性細気管支炎、気管支喘息

**意義** 気道、肺組織、胸部など全呼吸器の抵抗（呼吸のしにくさ）を測定する検査である。口腔から気道内に正弦波を送り込み、口腔内圧と気速を測定する。呼吸抵抗=口腔内圧/気速として呼吸抵抗を算出する。気管支喘息、慢性肺気腫、肺線維症などの閉塞性肺疾患で異常高値を示す。

**関連検査** 肺気量分画測定

D201 2.....**判呼 断 乳 図** 135点  
コンプライアンス測定 lung compliance（コンプライアンス）  
レセ電：160063310/コンプライアンス測定

**適応** 特発性肺線維症、間質性肺炎、肺水腫、無気肺、胸水貯留、塵肺症、サルコイドーシス、胸膜炎、重症筋無力症、肺気腫、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、閉塞性細気管支炎、気管支喘息

**意義** 肺の弾性を表すコンプライアンスは、圧力を加えることにより、変化する気道内圧に対する換気量の変化の割合を測定することで得られる。コンプライアンス測定には、静肺コンプライアンスと動肺コンプライアンスがある。肺の弾性収縮力が低下する肺気腫や、弾性収縮力が大きくなる肺線維症などの診断に用いられる。

**保険メモ** コンプライアンス測定の所定点数には、動肺コンプライアンス測定及び静肺コンプライアンス測定の双方を含む。

**関連検査** 呼吸抵抗測定

D201 2.....**判呼 断 乳 図** 135点  
気道抵抗測定 airway resistance（気道抵抗）(Raw)  
レセ電：160063410/気道抵抗測定

**適応** 気管支喘息、気道狭窄、肺気腫、慢性気管支炎

**意義** 気道抵抗は、呼吸時に気道を通る気流の摩擦抵抗で、1L/secの空気が流れるために何cmH<sub>2</sub>Oの圧力差が必要かを表すものである。肺腔内と気道口の圧力差を気流速度で除して求める。体プレスチモグラフボックスを用いる。気道抵抗値が大きいと呼吸困難を示唆する。

**関連検査** フローボリュームカーブ

D201 2.....**判呼 断 乳 図** 135点  
肺粘性抵抗測定 pulmonary resistance（肺粘性抵抗）  
レセ電：160063550/肺粘性抵抗測定

**適応** 肺気腫、気管支喘息、気道狭窄、慢性気管支炎

**意義** 肺粘性抵抗とは、肺胞と気道の粘性抵抗で、胸腔内と口腔内の圧力差から弾力差を差し引いた粘性圧を、気流速度で除して求める。通常、胸腔内圧は食道内圧で代用される。閉塞性肺疾患の診断に用いる。

**関連検査** コンプライアンス測定、気道抵抗測定

D201 2.....**判呼 断 乳 図** 135点  
1回呼吸法による吸気分布検査 single breath test  
レセ電：160063750/吸気分布

**適応** びまん性汎細気管支炎、肺気腫、無気肺

**意義** 残気量位から、純酸素を最大吸気位まで吸入させ、さらに最大吸気位までゆっくり呼出させる間呼吸酸素濃度を測定し、その呼気ガス分布障害の有無をモニターする。

**関連検査** 肺気量分画測定、フローボリュームカーブ

## [D202 肺内ガス分布]

D202 1.....**判呼 断 乳 図** 135点  
指標ガス洗い出し検査 wash out method / N2 washout test（洗い出し）  
レセ電：160063810/指標ガス洗い出し検査

**適応** 慢性気管支炎、慢性肺気腫、びまん性汎細気管支炎、気管支拡張症、気管支喘息

**意義** 肺内ガス分布測定法の一つである。吸入したガスが肺内に不均等に分布すると、ガス交換が十分行われず、酸素不足を招くことがある。検査の際には、100%酸素を吸入させ、窒素の洗い出しを調べる。単一呼吸法と多呼吸法がある。患者に純酸素を吸入させ、肺内のガスを酸素で洗い出すことにより、肺内窒素は次第に減少する。このときの窒素濃度を連続的に測定して、肺内ガス不均等の程度を知る。

**保険メモ** D200スパイログラフィー等検査の肺気量分画測定及び本区分の指標ガス洗い出し検査を同時に実施した場合には、D200スパイログラフィー等検査の機能的残気量測定は算定できない。

**関連検査** 肺気量分画測定、フローボリュームカーブ

D202 2.....**判呼 断 乳 図** 135点  
クロージングボリューム測定 closing volume（クロージングボリューム）(CV)  
レセ電：160063910/クロージングボリューム測定

**適応** びまん性汎細気管支炎、慢性気管支炎、慢性肺気腫、気管支喘息

**意義** 肺末梢の細気管支、毛細気管支の閉塞状態の診断に有用な検査である。肺は最大吸気位ではほぼ均等に拡張しているが、肺気量が減少すると下部肺の局所肺気量は減少し、さらに肺気量を減じて残気量位付近まで呼出させると、下部肺の末梢気道は閉塞状態になる。この時点から残気量位までの肺気量がクロージングボリュームである。被検者に全部呼出させてから、純酸素を吸入させたときの窒素濃度曲線から測定する。

**関連検査** 肺気量分画測定、フローボリュームカーブ

## [D203 肺胞機能検査]

D203 1.....**判呼 断 乳 図** 180点  
肺拡散能力検査 pulmonary carbon monoxide diffusing capacity / pulmonary diffusing capacity test（肺拡散能力）(DLCO)  
レセ電：160064010/肺拡散能力検査

**適応** 肺炎、間質性肺炎、サルコイドーシス、塵肺症、肺気腫、肺線維症、アミロイドーシス、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎、膠原病、肺水腫、胸膜病変、胸郭異常、肉芽腫症\*

**意義** 肺胞と毛細血管とのガス交換は、拡散

現象で行われる。すなわち、肺胞内の酸素は毛細血管に、毛細血管内の二酸化炭素は肺胞内に移行し、ガス交換が行われる。肺胞から毛細血管内の赤血球内ヘモグロビンまでの移動量を拡散能力という。拡散能力に障害が起こると、肺活量が十分なのに低酸素血症を生じ、息切れなどをきたす。本検査は、ヘモグロビンと結合力が高く、生体内にはほとんど存在しない一酸化炭素を被検者に吸入させ、その呼気濃度の変化から拡散能力を求める。拡散能障害は、ガス交換能障害を意味する。

**関連検査** 肺気量分画測定

D203 2.....**判呼 断 乳 図** 135点  
死腔量測定 dead space / dead volume（死腔量）  
レセ電：160064110/死腔量測定

**適応** 肺塞栓症、急性呼吸不全、低酸素血症、先天性心疾患、心房中隔欠損症、心室中隔欠損症、ファロー四徴症、気管支喘息、気管支拡張症、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、肺癌

**意義** ガス交換が行われない気道部分を死腔量という。死腔の測定方法は、動脈血の炭酸ガス分圧と呼気の炭酸ガス分圧を測定し、生理学的死腔量を算出するBohr法と、酸素1回呼吸法での窒素ガス濃度とクロージングボリューム測定から解剖学的死腔量を算出するFowler法がある。

**関連検査** 肺気量分画測定、機能的残気量測定

D203 2.....**判呼 断 乳 図** 135点  
肺内シャント検査 intrapulmonary shunt（肺内シャント）  
レセ電：160064210/肺内シャント検査

**適応** 肺気腫、びまん性汎細気管支炎、急性呼吸不全、低酸素血症、心臓弁膜症、先天性心疾患、心房中隔欠損症、心室中隔欠損症

**意義** 肺内シャントは、肺血量のうち肺胞における有効なガス交換を受けない血流のことで、この血流が多いと低酸素血症を生じる。通常、純酸素を吸入した状態で行う動脈血ガス分析より得られた肺胞酸素分圧からシャント率を求める簡便法が用いられる。

**関連検査** 超音波検査

## 診断穿刺・検体採取

**保険メモ** ◎手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。

◎処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

(1) 各部位の穿刺・針生検においては、同一部位において2か所以上行った場合にも、所定点数のみの算定とする。

(2) 診断穿刺・検体採取後の創傷処置については、J000創傷処置における手術後の患者に対するものとして翌日より算定できる。

(3) 同一日に実施された下記に掲げる穿刺と同一の処置としての穿刺については、いずれか一方のみ算定する。

- (ア) 脳室穿刺
  - (イ) 後頭下穿刺
  - (ウ) 腰椎穿刺、胸椎穿刺又は頸椎穿刺
  - (エ) 骨髄穿刺
  - (オ) 関節穿刺
  - (カ) 上顎洞穿刺並びに扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺
  - (キ) 腎嚢胞又は水腎症穿刺
  - (ク) ダグラス窩穿刺
  - (ケ) リンパ節等穿刺
  - (コ) 乳腺穿刺
  - (ク) 甲状腺穿刺
- (4) D409リンパ節等穿刺又は針生検からD413前立腺針生検法までに掲げるものをCT透視下に行った場合は、E200コンピューター断層撮影(CT撮影)の所定点数を別途算定する。ただし、第2章第4部第3節コンピューター断層撮影診断料の通則2に規定する場合にあっては、通則2に掲げる点数を算定する。

### 【D400 血液採取 (1日につき)】

**保険メモ** ◎入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

◎6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、25点を所定点数に加算する。

◎血液回路から採血した場合は算定しない。

(1) 血液採取に係る乳幼児加算は、静脈及び「その他」のそれぞれについて加算するものである。

D400 1 ..... 35点  
血液採取 (静脈) (B-V)  
レセ電: 160095710 / B-V

**意義** 血液検査の検体を得るために、静脈か

ら血液を採取する。

D400 2 ..... 6点  
血液採取 (その他) (B-C)  
レセ電: 160095810 / B-C

**意義** 血液検査の検体を得るために、耳朶や指、足 (底) を穿刺し、血液を採血管等で採取する。

### 【D401 脳室穿刺】

D401 ..... 500点  
脳室穿刺 ventricular puncture  
レセ電: 160096010 / 脳室穿刺 (検査)

**適応** くも膜下出血や水頭症などの高髄圧を示す各種脳神経疾患\*

**意義** 脳脊髄液の採取やカテーテル留置のために行う。腰椎穿刺で髄液採取ができない場合、脳室内とくも膜下腔の髄液に分離懸念が想定される場合が対象になる。

**保険メモ** ◎6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

(1) J005脳室穿刺 (処置) は、脳室穿刺 (検査) と同一日に算定することはできない。

(2) 脳脊髄腔注射を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又はG009脳脊髄腔注射のいずれかの所定点数を算定する。

### 【D402 後頭下穿刺】

D402 ..... 300点  
後頭下穿刺 suboccipital puncture  
レセ電: 160096210 / 後頭下穿刺 (検査)

**適応** 髄膜炎、脳炎、くも膜下出血

**意義** 大槽穿刺法ともいう。脳脊髄液が腰椎穿刺で採取できない場合に用いられる。

**保険メモ** ◎6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

(1) J006後頭下穿刺 (処置) は、後頭下穿刺 (検査) と同一日に算定することはできない。

(2) 脳脊髄腔注射を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又はG009脳脊髄腔注射のいずれかの所定点数を算定する。

### 【D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む)】

**保険メモ** ◎6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

(1) J007頸椎穿刺 (処置) は頸椎穿刺 (検査) と、J007胸椎穿刺 (処置) は胸椎穿刺 (検査) と、J007腰椎穿刺 (処置) は腰椎穿刺 (検査) と同一日に算定することはできない。

(2) 脳脊髄腔注射を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又はG009脳脊髄腔注射のいずれかの所定点数を算定する。

D403 ..... 220点  
腰椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む) lumbar puncture  
レセ電: 160096610 / 腰椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む)

**適応** 各種脳炎、各種髄膜炎、髄膜炎、髄膜腫瘍、神経梅毒、くも膜下出血、ギラン・バレー症候群、多発性硬化症、水頭症、脳腫瘍、高血圧性脳症、低髄液圧症

**意義** 髄液検査するための検体採取を行う。

D403 ..... 220点  
胸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む)  
レセ電: 160146750 / 胸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む)

頸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む)  
レセ電: 160146850 / 頸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む)

**適応** 各種脳炎、各種髄膜炎、髄膜炎、髄膜腫瘍、神経梅毒、くも膜下出血、ギラン・バレー症候群、多発性硬化症、水頭症、脳腫瘍、高血圧性脳症

**意義** 髄液検査するための検体採取を行う。

### 【D404 骨髄穿刺】

**保険メモ** ◎6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

(1) J011骨髄穿刺 (処置) は、骨髄穿刺 (検査) と同一日に算定することはできない。

D404 1 ..... 260点  
骨髄穿刺 (胸骨) bone marrow aspiration  
レセ電: 160096810 / 骨髄穿刺 (胸骨) (検査)

**適応** 各種白血病、骨髄異形成症候群、赤血球増加症、血小板増加症、血小板減少症、各種貧血、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫、血球貪食性リンパ組織球症、血球貪食症候群、ゴーシェ

病、ニーマン・ピック病、Ph陽性急性リンパ性白血病

**意義** 骨髄の一部をとり、塗抹・染色して鏡検し、末梢血と対比して骨髄の造血機能を知る検査。白血病、骨髄腫、悪性腫瘍の骨髄転移などの診断に有用である。局所麻酔後、胸骨第2あるいは第3肋骨間の高さで穿刺する。穿刺針が骨髄に入ったなら、穿刺液を吸引する。

D404 2 ..... 280点  
骨髄穿刺 (その他) bone marrow aspiration  
レセ電: 160096910 / 骨髄穿刺 (その他) (検査)

**適応** 各種白血病、骨髄異形成症候群、赤血球増加症、血小板増加症、血小板減少症、各種貧血、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫、血球貪食性リンパ組織球症、血球貪食症候群、ゴーシェ病、ニーマン・ピック病、Ph陽性急性リンパ性白血病

**意義** 胸骨以外の部位を穿刺して骨髄液を採取する方法で、腸骨や腰椎棘突起を穿刺して行う。幼児・高齢者で腸骨を用いるときがある。

### 【D404-2 骨髄生検】

D404-2 ..... 730点  
骨髄生検 bone marrow biopsy  
レセ電: 160187810 / 骨髄生検 髄液

**適応** 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫、マクログロブリン血症\*、貧血症、血小板増加症

**意義** 造血組織を採取して細胞を評価する検査である。

**保険メモ** ◎6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

(1) 骨髄生検は、骨髄生検針を用いて採取した場合にのみ算定できる。骨髄穿刺針を用いた場合はD404骨髄穿刺の所定点数により算定する。

### 【D405 関節穿刺 (片側)】

D405 ..... 100点  
関節穿刺 (片側) joint puncture (P-関節)  
レセ電: 160097010 / 関節穿刺 (片) (検査)

**適応** 各種関節炎、関節リウマチ、痛風、多発性関節症、膝関節症、絨毛性結節性滑膜炎、糖尿病性関節症

**意義** 関節腔液を検査する検体を得るために行う。局所麻酔後、関節腔を穿刺し穿刺液を吸引する。

**保険メモ** ◎3歳未満の乳幼児の場合は、乳

# 病理診断

## 病理標本作製料

### [N000 病理組織標本作製]

**保険メモ** (1) 病理組織標本作製において、1臓器又は1部位から多数のブロック、標本等を作製した場合であっても、1臓器又は1部位の標本作製として算定する。

(2) 病理組織標本作製において、悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本を作製した場合であっても、所定点数のみ算定する。

(3) 当該標本作製において、ヘリコバクター・ピロリ感染診断を目的に行う場合の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行う。

N000 1.....**判組診 860点**  
**病理組織標本作製(組織切片によるもの)**(1臓器につき) preparing tissue sections for histopathological examination  
 レセ電: 160060010 / T-M (組織切片)

**適応** 悪性腫瘍、炎症性疾患\*、感染症\*、代謝性疾患\*

**意義** 採取した生体組織から標本を作製し、病理診断を行う。手術で組織を切除して採取するほか、内視鏡や針生検などで病変部の組織を採取する。悪性腫瘍、炎症性疾患、代謝性疾患など病理学的診断を行う。光学顕微鏡のほか必要に応じ蛍光顕微鏡や電子顕微鏡検査を行う。

**保険メモ** 「組織切片によるもの」について、次に掲げるものは、各区分ごとに1臓器として算定する。

- (ア) 気管支及び肺臓
- (イ) 食道
- (ウ) 胃及び十二指腸
- (エ) 小腸
- (オ) 盲腸
- (カ) 上行結腸、横行結腸及び下行結腸
- (キ) S状結腸
- (ク) 直腸
- (ケ) 子宮体部及び子宮頸部

N000 2.....**判組診 860点**  
**病理組織標本作製(セルブロック法によるもの)**(1部位につき) cytological examination by cell block method  
 レセ電: 160208610 / T-M (セルブロック法)

**適応** 悪性中皮腫、肺癌、胃癌、大腸癌、卵巣癌、悪性リンパ腫

**意義** 細胞診は悪性腫瘍のスクリーニングとして有用な検査である。採取された検体をスライドガラスに貼り付けるのではなく、パラフィンブロックを作製して、組織標本とすることで、検体の長期保存が可能となり、免疫組織化学などへの応用が高まる。特に悪性中皮腫の診断に有用である。

**保険メモ** (1) 「セルブロック法によるもの」について、同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して標本作製を行った場合であっても、1回として算定する。

(2) 「セルブロック法によるもの」は、悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌若しくは悪性リンパ腫を疑う患者に対して、穿刺吸引等により採取した検体を用いてセルブロック法により標本作製した場合に算定する。なお、肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌又は悪性リンパ腫を疑う患者に対して実施した場合には、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

(3) 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項算定した理由を記載する。

レセ電コード: 830100325 レセ表示文言: 算定理由 (T-M (セルブロック法)); \* \* \* \* \*

対象疾患名について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第13部N000病理組織標本作製(6)に規定するものうち、該当するものを選択して記載する。

レセ電コード: 820100762 レセ表示文言: 対象患者 (T-M (セルブロック法)): 悪性中皮腫を疑う患者

レセ電コード: 820100763 レセ表示文言: 対象患者 (T-M (セルブロック法)): 肺悪性腫瘍を疑う患者

レセ電コード: 820100764 レセ表示文言: 対象患者 (T-M (セルブロック法)): 胃癌を疑う患者

レセ電コード: 820100765 レセ表示文言: 対象患者 (T-M (セルブロック法)): 大腸癌を疑う患者

レセ電コード: 820100766 レセ表示文言: 対象患者 (T-M (セルブロック法)): 卵巣癌を疑う患者

レセ電コード: 820100767 レセ表示文言: 対象患者 (T-M (セルブロック法)): 悪性リンパ腫を疑う患者

(肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌若しくは悪性リンパ腫を疑う患者に対して実施した場合)

組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を記載する。

レセ電コード: 830100326 レセ表示文言: 実施困難理由 (T-M (セルブロック法)); \* \* \* \* \*

〈記載要領〉

**関連検査** 免疫染色病理組織標本作製 (ALK融合タンパク)

### [N001 電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき)]

N001.....**判組診 2000点**  
**電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき)** preparing tissue sections for electromicroscopic examination  
 レセ電: 160060170 / 電子顕微鏡病理組織標本作製

**適応** 脂質蓄積症、多糖体蓄積症\*、慢性腎不全、筋症、内分泌臓器の機能性腫瘍\*、悪性軟部腫瘍

**意義** 腎、甲状腺腫以外の内分泌臓器の機能性腫瘍、異所ホルモン産生腫瘍、軟部組織悪性腫瘍、脂質蓄積症、多糖体蓄積症、慢性腎不全等に対する生検、心筋症の生検等で電子顕微鏡による診断に用いる病理組織標本を作製し診断する。

**保険メモ** (1) 電子顕微鏡病理組織標本作製は、腎組織、内分泌臓器の機能性腫瘍(甲状腺腫を除く)、異所性ホルモン産生腫瘍、軟部組織悪性腫瘍、ゴーシェ病等の脂質蓄積症、多糖体蓄積症等に対する生検及び心筋症に対する心筋生検の場合において、電子顕微鏡による病理診断のための病理組織標本を作製した場合に算定できる。

(2) 電子顕微鏡病理組織標本作製、N000病理組

織標本作製、N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。

### [N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製]

**保険メモ** (1) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。

(2) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製、N000病理組織標本作製又はN001電子顕微鏡病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。

(3) セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色については、悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌若しくは悪性リンパ腫を疑う患者に対して実施した場合に算定する。なお、肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌又は悪性リンパ腫を疑う患者に対して実施した場合には、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

(4) 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項算定した理由を記載する。

レセ電コード: 830100327 レセ表示文言: 算定理由 (免疫染色病理組織標本作製); \* \* \* \* \*

(セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色を実施した場合)

対象疾患名について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第13部N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(10)に規定するものうち、該当するものを選択して記載する。

レセ電コード: 820100762 レセ表示文言: 対象患者 (セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 悪性中皮腫を疑う患者

レセ電コード: 820100763 レセ表示文言: 対象患者 (セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 肺悪性腫瘍を疑う患者

レセ電コード: 820100764 レセ表示文言: 対象患者 (セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 胃癌を疑う患者

レセ電コード: 820100765 レセ表示文言: 対象患者 (セルブロック法による免疫染色病理組

**保険メモ** PD-L1タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤又は抗PD-L1抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

**関連検査** ALK融合遺伝子標本作製、悪性腫瘍遺伝子検査

## 画像診断

**保険メモ** ◎画像診断の費用は、エックス線診断料、核医学診断料若しくはコンピューター断層撮影診断料の所定点数により、又はエックス線診断料、核医学診断料若しくはコンピューター断層撮影診断料の所定点数及び薬剤料の所定点数を合算した点数により算定する。

◎画像診断に当たって、厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という）を使用した場合は、前号により算定した点数及び特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。

◎入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において撮影及び画像診断を行った場合は、時間外緊急院内画像診断加算として、1日につき110点を所定点数に加算する。

◎E001写真診断、E004基本的エックス線診断料（1日につき）、E102核医学診断及びE203コンピューター断層診断に掲げる画像診断については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、E001写真診断又はE004基本的エックス線診断料（1日につき）に掲げる画像診断、E102核医学診断に掲げる画像診断及びE203コンピューター断層診断に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り70点を所定点数に加算する。ただし、画像診断管理加算2又は画像診断管理加算3を算定する場合はこの限りでない。

◎E102核医学診断及びE203コンピューター断層診断に掲げる画像診断については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2又は画像診断管理加算3として、E102核医学診断に掲げる画像診断及びE203コンピューター断層診断に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り180点又は300点を所定点数に加算する。

◎遠隔画像診断による画像診断（E001写真診断、E004基本的エックス線診断料（1日につき）、

E102核医学診断又はE203コンピューター断層診断に限る）を行った場合については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が施設基準適合保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、E001写真診断又はE004基本的エックス線診断料（1日につき）に掲げる画像診断、E102核医学診断に掲げる画像診断及びE203コンピューター断層診断に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り、画像診断管理加算1を算定することができる。ただし、画像診断管理加算2又は画像診断管理加算3を算定する場合はこの限りでない。

◎遠隔画像診断による画像診断（E102核医学診断及びE203コンピューター断層診断に限る）を施設基準適合保険医療機関間で行った場合であって、受信側の保険医療機関が施設基準適合保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、E102核医学診断に掲げる画像診断及びE203コンピューター断層診断に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り、画像診断管理加算2又は画像診断管理加算3を算定することができる。

(1) 画像診断のために使用した薬剤料は別に算定できるが、投薬に係る処方料、処方箋料、調剤料及び調剤技術基本料並びに注射に係る注射料は別に算定できない。

(2) 画像診断のために使用した造影剤又は造影剤以外の薬剤料は、E300薬剤料に掲げる薬剤料により算定する。

(3) 画像診断に当たって、麻酔を行った場合は、第2章第11部麻酔に規定する所定点数を別に算定する。ただし、麻酔手技料を別に算定できない麻酔を行った場合の薬剤料は、第4節薬剤料の規定に基づき算定できる。

(4) 保険医療機関において、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に入院中の患者以外の患者に対して診療を行った際、医師が緊急に画像診断を行う必要性を認

E202 1 国 断 乳 幼 1620点  
磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI撮影)  
(3テスラ以上の機器) (共同利用施設に  
おいて行われる場合) (一連につき)

レセ電: 170035010 / MRI撮影 (3テスラ以上  
の機器) 共同利用施設

E202 2 国 断 乳 幼 1600点  
磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI撮影)  
(3テスラ以上の機器) (その他の場合) (一  
連につき)

レセ電: 170033510 / MRI撮影 (3テスラ以上  
の機器) (その他)

**適応** 脳動脈硬化, 脳動脈瘤, 脳腫瘍, 変形  
性頸椎症, 変形性腰椎症, 変形性膝関節症

**意義** 3テスラのMRIは1.5テスラに比べて高  
分解能の鮮明な画像が得られる特徴を有する。  
信号とノイズの比 (S/N比) が向上するため,  
脳血管像, 錐体路の描写による脳手術への応用,  
その他の臓器での拡散強調画像と通常の画像を  
重ねることにより腫瘍画像の正確な描出などが  
行える。

E202 3 国 断 乳 幼 1330点  
磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI撮影)  
(1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による  
場合) (一連につき) Magnetic resonance  
imaging (1.5tesla)

レセ電: 170020110 / MRI撮影 (1.5テスラ以  
上3テスラ未満の機器)

E202 4 国 断 乳 幼 900点  
磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI撮影)  
(1又は2以外の場合) (一連につき)  
Magnetic resonance imaging (1.5tesla)

レセ電: 170015210 / MRI撮影 (1又は2以外)

**適応** 脳梗塞, 他の脳血管障害, 脳腫瘍, 脳  
炎, 髄膜炎, 脱髄疾患, 脳奇形\*, 椎間板ヘル  
ニア, 変形性脊椎症, 脊髄腫瘍, 脊椎炎, 脊髄  
腫瘍, 他の脊椎・脊髄・椎間板疾患, 大動脈瘤,  
大動脈解離, 閉塞性動脈硬化症, 他の心・血管  
疾患, 子宮筋腫, 子宮瘤, 卵巣瘤, 乳癌, 前立  
腺疾患\*, 骨腫瘍, 軟部腫瘍, 骨壊死, 骨髄炎,  
関節炎, 関節外傷\*, 肝腫瘍, その他, 全身の  
臓器・組織の腫瘍, 炎症, 変性, 先天奇形, 外傷。

**意義** MRIは核磁気共鳴により人体の水と脂  
肪の水素原子核から出てくる信号の強弱の分布  
を画像化したものである。MRIではCTと同様の  
人体の断層像がえられるが, 磁場と電磁波を使  
った検査法で, X線は使用しておらず, CTとは  
異なる診断情報が得られる。MRIの検査意義

は, X線被曝のない非侵襲的な画像診断法で,  
軟部組織を識別する能力に優れ, 任意の断面を  
容易に撮像でき, 血流情報が得られることであ  
る。

## 疾患別検査一覧

本一覧においては, 数字, 英字及び50音順で次の内容を掲載している。

疾患名/検査名 当該検査が掲載されている本書の頁

### 《数字》

- 1p36欠失症候群/遺伝学的検査(処理が複雑なも  
の)((1)のエに掲げる遺伝子疾患の場合) 39
- 1型糖尿病/抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ  
抗体(抗GAD抗体) 92, 抗IA-2抗体 104, 抗イ  
ンスリン抗体 157, グルカゴン負荷試験 289
- 1型糖尿病性腎症第1期/アルブミン定量(尿) 4,  
トランスフェリン(尿) 4, IV型コラーゲン(尿)  
6
- 1型糖尿病性腎症第2期/アルブミン定量(尿) 4,  
トランスフェリン(尿) 4, IV型コラーゲン(尿)  
6
- 2型糖尿病性腎症第1期/アルブミン定量(尿) 4,  
トランスフェリン(尿) 4, IV型コラーゲン(尿)  
6
- 2型糖尿病性腎症第2期/アルブミン定量(尿) 4,  
トランスフェリン(尿) 4, IV型コラーゲン(尿)  
6
- 4p欠失症候群/遺伝学的検査(処理が複雑なも  
の)((1)のエに掲げる遺伝子疾患の場合) 39
- 5p欠失症候群/遺伝学的検査(処理が複雑なも  
の)((1)のエに掲げる遺伝子疾患の場合) 39, 染  
色体検査(全ての費用を含む) 40, 分染法加算(染  
色体検査) 40
- 11β-水酸化酵素欠損症/デヒドロエピアンドロ  
ステロン硫酸抱合体(DHEA-S) 100, 17-ケトス  
テロイド分画(17-KS分画) 103
- 17α-水酸化酵素欠損症/デヒドロエピアンドロ  
ステロン硫酸抱合体(DHEA-S) 100
- 21-水酸化酵素欠損症/デヒドロエピアンドロ  
ステロン硫酸抱合体(DHEA-S) 100, 17-ケトステ  
ロイド分画(17-KS分画) 103
- 22q11.2欠失症候群/遺伝学的検査(処理が複雑  
なもの)((1)のエに掲げる遺伝子疾患の場合) 39,  
染色体検査(全ての費用を含む) 40, 分染法加算  
(染色体検査) 40

### 《英字》

- ACE阻害薬服用/アンギオテンシン I 転換酵素  
(ACE) 79
- ACTH単独欠損症/11-ヒドロキシコルチコス  
テロイド(11-OHCS) 87, コルチゾール 92, 副  
腎皮質刺激ホルモン(ACTH) 102
- ADA欠損症/アデノシンデアミナーゼ(ADA) 64
- ADH不適合症候群/血漿量測定(RI) 295
- ANCA関連血管炎/抗好中球細胞質ミエロペル  
キシダーゼ抗体(MPO-ANCA) 164, 抗好中球細  
胞質抗体(ANCA)定性 166
- ATR-X症候群/遺伝学的検査(処理が複雑なもの  
(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 40
- A型肝炎/HA-IgM抗体 154, HA抗体 154
- B型肝炎/HBVジェノタイプ判定 155
- B型急性肝炎/HBs抗原定性・半定量 151, HBs  
抗体定性 152, HBs抗原 152, HBs抗体 152,  
HBe抗原 152, HBe抗体 153, HBe抗体半定量・定  
量 153, HBVコア関連抗原(HBcrAg) 155,  
デルタ肝炎ウイルス抗体 155, HBV核酸定量  
187, HBV核酸プレコア変異及びコアプロモ  
ーター変異検出 192
- B型慢性肝炎/Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体 81,  
α-フェトプロテイン(AFP) 108, PIVKA-II 半  
定量 111, HBs抗原定性・半定量 151, HBs抗体  
定性 152, HBs抗原 152, HBs抗体 152, HBe  
抗原 152, HBe抗体 153, HBe抗体半定量・定  
量 153, HBVコア関連抗原(HBcrAg) 155, デ  
ルタ肝炎ウイルス抗体 155, HBV核酸定量 187,  
HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変  
異検出 192, 肝硬度測定 226, 超音波エラスト  
グラフィ 226
- CACT欠損症/遺伝学的検査(処理が複雑なもの  
(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 40
- CETP欠損症/HDL-コレステロール 61
- CFC症候群/遺伝学的検査(処理が複雑なもの  
(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 40
- CPT1欠損症/遺伝学的検査(処理が複雑なもの)

39  
 CPT2欠損症／遺伝学的検査(処理が複雑なもの)  
 (1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 40  
 C型肝炎／HCVコア抗体 153, HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性 154, HCV血清群別判定 154, HCV特異抗体価 155, クリオグロブリン定性 172, HCV核酸検出 190, HCV核酸定量 192  
 C型急性肝炎／HCV抗体定性・定量 153, HCVコア蛋白 153, HCV核酸定量 192  
 C型慢性肝炎／Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体 81,  $\alpha$ -フェトプロテイン(AFP) 108, PIVKA-II半定量 111, HCV抗体定性・定量 153, HCVコア蛋白 153, HCVコア抗体 153, HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性 154, HCV特異抗体価 155, 肝硬度測定 226, 超音波エラストグラフィ 226  
 EBウイルス感染症／EBウイルス核酸定量 188  
 E型肝炎／HE-IgA抗体定性 154  
 FGF23関連低リン血症性くる病／FGF23 85  
 FGF23関連低リン血症性骨軟化症／FGF23 85  
 G6PD欠乏性貧血／自己溶血試験 24, グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD) 69, グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)定性 171, 顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき) 178, 赤血球寿命測定(RI) 295  
 GH産生腫瘍／下垂体前葉負荷試験成長ホルモン(GH)(一連として) 285  
 HBVキャリア／HBs抗体定性 152, HBs抗原 152, HBs抗体 152, HBe抗原 152, HBe抗体 153, HBc抗体半定量・定量 153, HBc-IgM抗体 154  
 HCVキャリア／アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST) 61, アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT) 62, HCV抗体定性・定量 153, HCVコア蛋白 153, HCV核酸定量 192  
 HER2陽性胃癌／HER2蛋白 116, HER2遺伝子標本作製(単独の場合) 327, HER2遺伝子標本作製(区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の3による病理標本作製を併せて行った場合) 327  
 HER2陽性乳癌／HER2遺伝子標本作製(単独の場合) 327, HER2遺伝子標本作製(区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の3による病理標本作製を併せて行った場合) 327

HIV-1感染症／HIV-1抗体(ウエスタンブロット法) 149, HIV-1核酸定量 195  
 HIV-2感染症／HIV-2抗体(ウエスタンブロット法) 150  
 HIV感染者／ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(サイトメガロウイルス) 129  
 HIV感染症／HIV-1, 2抗体定性 133, HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性 133, HIV-1抗体 134, HIV-1, 2抗体定量 135, HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量 136, HIV-1抗体(ウエスタンブロット法) 149, HIV-2抗体(ウエスタンブロット法) 150, HIV抗原 151, T細胞サブセット検査(一連につき) 178, HIV-1核酸定量 195, HIVジェノタイプ薬剤耐性 199  
 HMG血症／遺伝学的検査(処理が複雑なもの) 39  
 HTLV-1感染症／HTLV-1核酸検出 195  
 HTLV-1関連脊髄症(HAM)／HTLV-1抗体定性 132, HTLV-I抗体 142, HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びライソブロット法) 150  
 IgA型多発性骨髄腫／ $\alpha_1$ -マイクログロブリン 174  
 IgA血管炎／凝固因子(第Ⅲ因子) 34  
 IgA腎症／尿中一般物質定性半定量検査 1, 尿蛋白 1, アルブミン定性(尿) 4, 尿沈渣(鏡検法) 8, 尿沈渣(フローサイトメトリー法) 8, 免疫グロブリン(IgA) 171, 経皮的腎生検法 312  
 IgG<sub>4</sub>関連疾患／IgG<sub>4</sub> 167  
 LCAT欠損症／レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L-CAT) 69, 脂肪酸分画 119  
 LCHAD欠損症／遺伝学的検査(処理が極めて複雑なもの) 39  
 LD欠損症／有機モノカルボン酸(乳酸) 65, 有機モノカルボン酸(乳酸)(尿) 65  
 LMX1B関連腎症／遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 40  
 MCAD欠損症／遺伝学的検査(処理が複雑なもの) 39  
 MELAS症候群／乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む) 254  
 MERRF症候群／乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む) 254  
 MNGIE／乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む) 254  
 MRSA感染症／ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出 193, 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(BP2')定性 200, 鼻腔・咽頭拭い液採取 319

MRSA腸炎／細菌培養同定検査(消化管からの検体) 182  
 MRSA保菌者／鼻腔・咽頭拭い液採取 319  
 MTP欠損症／遺伝学的検査(処理が極めて複雑なもの) 39  
 M蛋白血症／蛋白分画 62, 蛋白分画(尿) 62  
 OCTN2異常症／遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 40  
 PCDH19関連症候群／遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のエに掲げる遺伝子疾患の場合) 39  
 PDGFRA遺伝子再構成を伴う骨髄性・リンパ性腫瘍／FIP1L1-PDGFR $\alpha$ 融合遺伝子検査 42  
 Ph陽性急性リンパ性白血病／骨髄穿刺(胸骨) 309, 骨髄穿刺(その他) 309  
 QT延長症候群／加算平均心電図による心室遅延電位測定 212, 心電図診断(他医療機関の描写) 212, T波オルタナンス検査 215  
 Rh不適合／ノンストレステスト(一連につき) 230  
 RSウイルス感染症／RSウイルス抗原定性 137, ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 197, 鼻腔・咽頭拭い液採取 319  
 SARSコロナウイルス感染症／SARSコロナウイルス核酸検出 193  
 TBG異常症／トリヨードサイロニン(T<sub>3</sub>) 88, サイロキシン(T<sub>4</sub>) 89, 遊離トリヨードサイロニン(FT<sub>3</sub>) 91, サイロキシン結合グロブリン(TBG) 92, サイロキシン結合能(TBC) 94  
 TNF受容体関連周期性症候群／遺伝学的検査(処理が容易なもの)(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 40  
 t-PA投与時／tPA・PAI-1複合体 35  
 TSH産生下垂体腫瘍／甲状腺刺激ホルモン(TSH) 88  
 VLCAD欠損症／遺伝学的検査(処理が複雑なもの) 39  
 WPW症候群／心電図診断(他医療機関の描写) 212, 体表面心電図 214, 心外膜興奮伝播図 214

## 〈あ〉

亜鉛欠乏症／亜鉛(Zn) 78, 電気味覚検査(一連につき) 263, 味覚定量検査(濾紙ディスク法) 264  
 亜鉛欠乏性味覚障害／亜鉛(Zn) 78  
 亜急性感染性心内膜炎／動脈血採取(1日につき) 318

亜急性硬化性全脳炎／グロブリンクラス別ウイルス抗体価(麻疹ウイルス) 147, 脳波検査(8誘導以上) 240, 脳波検査(1誘導) 240, 賦活検査加算(脳波検査) 241, 脳波診断(他医療機関の描写) 241  
 亜急性甲状腺炎／総ヨウ素(尿) 5, 赤血球沈降速度(ESR) 21, トリヨードサイロニン(T<sub>3</sub>) 88, 甲状腺刺激ホルモン(TSH) 88, サイロキシン(T<sub>4</sub>) 89, 遊離サイロキシン(FT<sub>4</sub>) 91, 遊離トリヨードサイロニン(FT<sub>3</sub>) 91, C反応性蛋白(CRP)定性 170, C反応性蛋白(CRP) 170, 超音波検査(断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)) (その他の場合)(その他)(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等) 221, 甲状腺穿刺又は針生検 312  
 悪性関節リウマチ／血清補体価(CH<sub>50</sub>) 171, C<sub>3</sub> 173, C<sub>4</sub> 173  
 悪性奇形腫／ $\alpha$ -フェトプロテイン(AFP) 108  
 悪性胸腺腫／臓器穿刺、組織採取(開胸によるもの) 315  
 悪性高血圧症／レニン定量 89  
 悪性高熱症／クレアチンキナーゼ(CK) 59, 深部体温計による深部体温測定(1日につき) 237  
 悪性黒色腫／悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査 18, 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(その他の方法) 19, 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法) 19, ダーモスコピー 280, 4種類以上抗体使用加算 324  
 悪性縦隔腫瘍／臓器穿刺、組織採取(開胸によるもの) 315  
 悪性腫瘍／赤血球沈降速度(ESR) 21, クリオフィブリノゲン 28,  $\alpha_1$ -アンチトリプシン 30, Dダイマー定性 31, Dダイマー半定量 31, Dダイマー 31, プロトロンビンフラグメントF1+2 33, 尿酸 54, 尿酸(尿) 54, アルカリホスファターゼ(ALP) 54, 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD) 58, アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST) 61, アデノシンデアミンナーゼ(ADA) 64, LDアイソザイムI型 70, 組織ポリペプチド抗原(TPA) 109, C反応性蛋白(CRP)定性 170, C反応性蛋白(CRP) 170, 血清アミロイドA蛋白(SAA) 172, 基礎代謝測定 206, 病理組織標本作製(組織切片によるもの)(臓器につき) 320, 細胞診(婦人科材料等によるもの)(1部位につき) 326, 細胞診(穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの)(1部位につき) 326